

堺市教職員懲戒等審査会 審査概要

1 日時

令和 5 年 6 月 14 日（水曜）午後 2 時から午後 3 時 30 分

2 場所

堺市役所高層館 10 階 教育委員室

3 内容

(事案 A について)

案件	事案概要	答申結果
1	調査書作成・点検業務における学校の最終責任者として、点検体制の構築を怠り、誤った記載内容を含む調査書を提出した。	嚴重注意
2	調査書作成・点検業務において十分な点検を怠り、校長に対して不適切な報告を行った結果、誤った記載内容を含む調査書を提出した。	嚴重注意
3	調査書作成・点検業務において資料作成を誤り、情報を共有していなかった結果、誤った記載内容を含む調査書を提出した。	嚴重注意

(事案 B について)

案件	事案概要	答申結果
4	児童の足首を持ち上げ逆さにする、児童の胴部分を自身の脚で挟む、自身の右腕を児童の首に回し、その右手を左手で握って絞めつける体罰行為を数回ずつ行った。	文書訓告
5	案件 4 について、正確な事実確認を行うなど、適切に対応せず、また、教育委員会事務局への必要な報告を怠った。	文書訓告
6	案件 4 について、正確な事実確認をすることなく、被処分者に対する指導や、保護者への対応を適切に行わなかった。	嚴重注意